
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。
定足数に達しておりますので、これから会議を再開します。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「委員会報告」
議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。
大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 5 年下川町議会定例会 3 月定例会議の運営について、3 月 14 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。
当日は、今定例会議最終日の追加提案予定事項について審議を行いました。
議会提案の追加件数は 15 件で、内容は、委員会報告 1 件、委員会審査報告 13 件、委員会結果報告 1 件であります。
次に、提案議案等の審議要領等についてであります。議会提案の 15 件については、提案日に本会議において報告、審議を行うことといたしました。
以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で委員会報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 議案第 60 号「下川町簡易水道事業基金条例」及び、日程第 3 議案第 66 号「下川町資金積立基金条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。
本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 60 号 下川町簡易水道事業基金条例及び、議案第 66 号 下川町資金積立基金条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について一括で報告いたします。

審査に当たり、建設水道課長などから、議案、説明資料等により、条例の新規制定及び一部改正について説明を受けました。その主な審査内容等について報告いたします。

主な内容は、令和 6 年 4 月 1 日から簡易水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、一般会計及び特別会計に属する基金を規定していることから、「下川町資金積立基金条例」から「簡易水道施設基金」を削除し、新たに公営企業会計に係る「下川町簡易水道事業基金条例」を制定するものです。

委員からの質疑では、「簡易水道の利益が出た場合の基金の積立基準はあるのか」に対

し、「利益の2分の1以上は簡易水道事業基金に積み立て、残りを次年度予算に繰り入れる」、「公営企業会計に移行することに伴い、事務量が增大しないか」に対し、「煩雑な事務量を抱えることになると思うが、令和6年4月1日の移行に合わせて準備を進めている」、「将来的に公営企業会計事務を会計年度任用職員の専任職員として採用する予定はあるか」に対し、「現在のところ会計年度任用職員等の専任職員を採用する予定はない」との答弁がありました。

委員などから、「公営企業会計に移行することで事務作業が煩雑となることから、事務にかなう専任職員の育成など、人員の確保が必要だ」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから議案第60号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第60号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 66 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 66 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 4 議案第 61 号「下川町民間賃貸住宅建設促進条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 61 号 下川町民間賃貸住宅建設促進条例について、委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

審査に当たり、建設水道課長などから、議案、説明資料等により条例の説明を受けました。その主な審査内容について報告いたします。

条例の主な内容は、町内の住宅不足の解消と定住人口の確保、住宅性能の向上による環境負荷の低減、地域材の利用拡大などにより、住環境の持続的な維持向上などを目的とし、これらの各種条件を満たす民間賃貸住宅を新築した場合に補助を行うための必要な規定を定めたものです。

委員からの質疑では、「以前も民間賃貸住宅促進事業を実施した経緯があったのでは」に対し、「入居者の需要増加により、民間賃貸住宅が少ないため、需要に応える形で条例を策定した」、「入居者はどのような想定か」に対し、「中所得者層を想定しており、町営と民間の大きな家賃の格差が発生しないよう、住宅建築者と協議して、入居しやすい家賃としたい」、「下川産の認証木材の割合は」に対し、「構造材として想定しており、外壁などの造作物まではその基準から除外する」、「住宅は 10 年スパンで修繕が必要だと聞いているが、建設費など業者への聞き取りはしているのか」に対し、「聞き取りはしていないが、上限がないような補助にするわけにはいかない。3 年の間に検証して問題があれば見直したい」との答弁がありました。

委員などから、「事業自体は評価できるが、条例策定に当たっては関係企業などから聞

き取りをしておらず、今後は情報収集に努めながら実態に即した事業となるよう検討を進めていただきたい」、「今回の条例は住宅需要に応じた策定であり、中所得者向けの賃貸住宅事情に対応するための補助制度である。その本旨に見合う家賃設定と入居需要を解決するため、参画する住宅建築者には積極的にこの制度を活用されることを期待する」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 61 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 61 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 5 議案第 67 号「下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、

議案第 67 号 下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

審査に当たり、産業振興課長などから、議案、説明資料等により条例の一部改正について説明を受けました。その主な審査内容について報告をいたします。

主な改正内容は、林業・林産業の更なる発展と事業者の経営安定化及び経営基盤の強化を図ることを目的として、林業・林産業振興事業の免許資格取得を追加し、また、施設、機械、設備の整備に対する支援事業を1年間延長する一部改正を行ったものです。

委員からの質疑では、「時限を設けて条例改正をするのはなぜか」に対し、「1年の延長継続をした後に「(仮称) 産業振興基本条例」を策定するので、そちらに引き継がれる」、「免許資格の支援は今まで積極的ではなかったが」に対し、「個人の免許資格取得にまで補助を拡充することで地域産業に定着するものと判断した。特定の個人が多く資格取得をすることにならないよう要綱等で定めていきたい」、「当初予算額で打ち切りとなるのか」に対し、「予算に限りはあるが、需要が見込まれるようなら補正を考えたい。要綱の定め方によって資格取得の動きは変わってくると思う」との答弁がありました。

委員などから、「地場産業の経済活動が滞りなく維持できるよう、有効な施策となるように要綱を整えていただきたい」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 67 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 67 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 議案第 74 号「下川町快適住環境促進条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 74 号 下川町快適住環境促進条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

審査に当たり、建設水道課長などから、議案、説明資料等により条例の一部改正について説明を受けました。その主な審査内容について報告をいたします。

主な改正内容は、令和 9 年度末まで時限を 4 年間延長し、新築住宅取得や住宅改修をする場合に、規定した住宅性能や環境負荷低減が満たされた施工に対し補助をする快適住環境促進事業を継続するための改正を行ったものです。

委員からの質疑では、「住宅改修補助の実績が多い割には補助率が減額されている」に対し、「省エネ改修の対象を絞ったため減額対象とした。一方で太陽光パネルなどの補助率は手厚くしている」、「北方型 2020 基準は施工のハードルは高くないのか」に対し、「現在の高気密住宅であればクリアできるレベルとしている。今回の補助率の中に資材高騰分も見込んではあるが、今後の価格変動も含め注視していきたい」との答弁がありました。

委員などから、「予算限度額をもって事業は終了となることから、情報の周知に偏りのない多様な周知方法を工夫しながら実施をしてほしい」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 74 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 74 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 7 議案第 76 号「第 6 期下川町総合計画基本構想及び中期計画について」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 76 号 第 6 期下川町総合計画基本構想及び中期計画について、委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

審査に当たり、総務企画課長などから計画の説明を受けました。その主な審査内容について報告をいたします。

主な内容は、総合的な移住・定住施策により持続可能な地域社会の実現のため「基本構想」に具体的な数値目標を定める見直しを行うとともに、令和 5 年度から令和 8 年度を期間とする「中期計画」を策定するものです。下川町議会基本条例第 25 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からの質疑では、「生産年齢人口は 15 歳から 64 歳という定義だが、これからは活躍できる元気な高齢世代も勘案すべきでは」に対し、「アンケートでも住みよいと答える高齢世代の割合は多く、人口動態分布も 0 歳から 9 歳、20 歳から 40 歳は増加の傾向が見られる。一方で 70 歳代は転出超過の傾向にあり、このことから高齢者対策は必要で健康寿命を延ばす事も大切だと考える」、「生産年齢人口が 50%まで減少してしまうと、自治体としての機能は維持できないのではないか」に対し「1,000 人を切っている自治体は実際あるので自治体存続は可能だと考えるが、公共施設や福祉・医療分野の維持は難しくなると思う」、「下川の魅力を引き出して工夫と革新的なパラダイムにつながるような大胆な取り組みはできないか」に対し、「常日頃 2,000 人規模の人口維持を念頭に考えているので、そこに向けて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

委員などから、「人口目標として明確な設定をしたことは評価できる」、「目標実現や人口減少の緩和のためにこれからの頑張りに期待したい」などの意見がありました。

当委員会として次の意見を付すものであります。

「持続可能な地域社会の実現のためには、その目標にいかにより現実が近づけるかが重要であり、実効性のある事業や施策が人口減少の緩和につながるよう尽力していただきたい」

以上、当委員会の審査の結果、可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 76 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 76 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 8 議案第 84 号「令和 6 年度下川町一般会計予算」、
日程第 9 議案第 85 号「令和 6 年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第 10 議案第
86 号「令和 6 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第 11 議案第 87 号「令
和 6 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第 12 議案第 88 号「令和 6 年度下
川町下水道事業会計予算」、日程第 13 議案第 89 号「令和 6 年度下川町簡易水道事業会
計予算」及び、日程第 14 議案第 90 号「令和 6 年度下川町病院事業会計予算」を一括議
題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求め
ます。

中田豪之助 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（中田豪之助君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 84 号 令和 6 年度下川町一般会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告します。

この予算の審査に当たっては、冒頭、副町長から、予算編成方針並びに新年度予算の概要について、それぞれ説明が行われました。

予算編成は、社会環境の変化や多様化するニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応するとともに第 6 期下川町総合計画の将来像である『誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち（「2030 年におけるありたい姿」）の実現を目指し、中長期の視点に立った『持続可能な財政運営（財政運営基準）』を基本方針としています。

歳入歳出額は 56 億 1,400 万円、対前年度当初予算比で 3 億 1,700 万円、6%増を計上しています。前年度当初予算は、統一地方選挙のため骨格予算としての編成であったことから、前年度の 6 月補正後予算 56 億 2,416 万円と比較すると 0.2%の減少となっています。

歳入は、町税で 3 億 4,479 万 9,000 円、0.5%増、地方交付税で 28 億 9,000 万円、1%増、国及び道支出金で 7 億 3,165 万 7,000 円、7.4%増、基金繰入金は、財政調整積立基金、ふるさとづくり基金、木質バイオマス削減効果活用基金など 9 基金から、1 億 7,856 万 6,000 円を計上、町債は 6 億 2,470 万円を計上しています。

その後、4 日間にわたって審査を行い、所管課ごとに担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書などにより説明を受けました。その内容と質疑応答、そして意見などについて、所管課ごとに報告します。

議会事務局及び監査委員事務局所管では、議会費では「情報提供・広聴広報活動の推進」を推進事業とし、監査委員費では例月出納検査や定期監査等の適正な実施を予算計上しています。

委員会での質疑において、「議場でのインターネット環境整備の予算は計上しないのか」に対し、局長などから「庁舎の W i - F i 設備なので、総務企画課の予算で検討している」との説明、答弁がありました。

総務企画課所管では、「防災行政無線 J アラート連携設備構築事業」、「地域情報通信基盤整備事業」、「中間支援組織との協働・連携事業」や「奨学金返還支援事業」、「スマホ役場構築事業」などの予算が計上されています。

委員会での質疑において、課長などから「奨学金返還支援事業は、途中で転出した場合は、それまで支給された分は返還の義務はない、町内で転職しても支給が継続される」との説明があり、「就職した会社が倒産したらどうなるのか」に対し、「詳細は要綱で規定するので今後検討する」、また、「スマホ役場構築事業では、どのようなことができるのか」に対し、「L I N E 上で行政手続きなどが可能となる。全国 200 の自治体が導入しており、導入事例では、住民票のキャッシュレス申請、公共施設の貸館等の予約、学校の欠席連絡などが L I N E でできるようになる」との説明、答弁がありました。

委員などからは、「奨学金返還支援事業は、令和 6 年 4 月以降の就職者に限らず、既に働いていて奨学金を返還している方も対象にできないか」、「スマートフォンの操作に不慣れな人には、通信環境を整備するのは難しいのではないか」、「スマートフォンの教室に参

加したらしもりんポイントが付与されるなど、参加者のメリットを考慮してほしい」、「スマートフォンの習熟には、教室を開くだけではなく、常時教えてくれる窓口等の体制が必要ではないか」との意見がありました。

税務住民課所管では、「生活サポート地域公共交通事業」、「宅配等事業」、「公区活動支援事業」、「ごみ収集車更新事業」などの予算が計上されています。

委員会での質疑において、「ハイヤーの夜間営業は金曜日、土曜日のみであり、高齢者で救急車を呼ぶほどではない場合、それ以外の曜日で困っている方がいる」に対し、課長などから「金曜日、土曜日の夜間の利用客がとてもなく、運転手を待機させねばならず、勤務時間のこともあり、夜間営業をすると運転手の数が不足する。募集はしているがなり手がいない」との説明、答弁がありました。

保健福祉課所管では、「医療給付事業」、「母子保健事業」、「歯科診療所誘致事業」、「生活習慣病予防事業」、「高齢者見守り事業」、「認定こども園運営」などの予算が計上されています。

委員会での質疑において、課長などから「歯科診療所を誘致するに当たり、ビジネスプランコンテストを実施し、6月に審査を行い、事業計画の優れたものを採用したい。ホームページ、雑誌等様々な媒体でPRしている」、「高齢者見守りシステムは行政告知端末の廃止に伴い、電話回線または携帯電話回線に切り替えをしていく」との説明がありました。

また、「高校生までの医療費が助成となったが、ハピネス健診については18歳以上である。18歳以下の方でも就職している方、進学していない方もいるので、対象を広げること検討してもらいたい」に対し、「18歳以下でも様々な家庭がある、検討していきたい」、「戦没者追悼式は今後も公民館で行うのか」に対し、「参加者が減っており、遺族も高齢化が進んでいるため、見直し、改善を進めていきたい」、「福祉バスは福祉関係以外でも使えるようにして、より利用できるようにしてはどうか」に対し、「福祉バスは、現在も公区活動や青少年活動にも利用してもらっている」との説明、答弁がありました。

山びこ学園の所管では、「山びこ学園運営事業」、「山びこ学園」施設改修事業、「グループホーム「ういる」運営事業」などの予算が計上されています。

委員会での質疑において、園長などから「職員はまだ実情として2名不足している」、「定員は50名定員だが、現在41名利用している。男女の構成のバランスを考えながら、今後40名定員と考えている」、「利用者の作品をふるさと納税の返礼品として登録中である」、「今年は地下の灯油タンクのFRPライニング工事などの改修を行い、長寿命化を図る」、「戸田建設の夏いちご栽培に伴う作業も検討中であり、利用者が生き生きと暮らせるよう支援をしていきたい」との説明、答弁がありました。

あけぼの園所管では、「あけぼの園」、「デイサービスセンター」、「生活支援ハウス」などの管理運営に係る事業の予算が計上されています。

委員会での質疑において、園長などから「職員の募集は、タウンプロモーション推進部との連携や名寄市への新聞折り込みチラシも行ったが、応募はない」、「利用者3人につき介護職員1人が配置基準となっているが、ギリギリの人数で対応している。」、「町立下川病院と連携し、今後は夜間の利用者の体調変化の連絡は町立下川病院に直接行う」、「利用者等へのサービスの質を維持するよう努力している」、「入所待機者は30名である」との答弁、説明がありました。

農業委員会及び産業振興課の所管では、農業分野においては、「総合的な農業施策」、「生産基盤の整備」、「農業経営の安定化」など、林業分野においては、「循環型森林経営の推進」、「林業・林産業の振興」、「野生鳥獣被害の防止」など、商工業分野においては、「商工業振興」、「一の橋バイオビレッジ」などの推進施策の予算が計上されています。

委員会での質疑において、課長などから「農産物加工研究所の民間移行における業務委託料は、初年度ゆえ手厚くなっている。行政ではなく民間経営する利点は諸手続及び雇用手続の簡素化、営業力の強化がある」、「農業振興地域の見直しは、本町では8年から10年の間隔で行っている。3月末に成果品を得て、その後、北海道の承認が必要となる」との説明がありました。

委員などからは、「五味温泉の予算は、当初より赤字を見込んでいる。この繰り返しではいけない。経営改善委員会に従前のメンバーではなく、現在企業経営に携わっている方などを入れるなど、抜本的に入れ替えてはどうか」に対し、「指定管理料を入れて黒字化を見込む、指定管理料を入れないと経営ができなくなる。宿泊、食事等の収入と町内外の方の公共浴場、温泉として、心身をリフレッシュし、明日からの生活に臨むという、金銭で測れない効果もある」、また、「チェンソーアート大会は令和6年で終了することだが、森林文化の創造自体も終わるのか」に対し、「森林文化に関する取り組み全て廃止ではない。チェンソーアート大会の要素を別の形で残す可能性もある」との説明、答弁がありました。

建設水道課所管では、「快適な住環境の確保」、「安全で快適な道路交通の確保」、「地域の実情にあった除排雪体制の確立」などの推進施策の予算が計上されています。

委員会での質疑において、「ICT活用除雪システムを導入して変わることはどのようなことか、町民にどのようにメリットがあるか」に対し、課長などから「除雪車が走っている場所の確認が可能であり、大雪や経路変更時などで除雪が遅れている場合にも確認が安易になる。GPSスマートフォンを除雪車両に設置するので、町道、町道以外などの走行区分が把握でき、日報等の作業事務の軽減が図られる。また、除雪費の執行状況も把握できる」、「流雪溝への投雪は町民の高齢化とともに負担が大きくなっている。現状を把握しているか。流雪溝の長寿命化または廃止など、将来の展望は」に対し、「現状は把握している。国、道とも情報交換はしているが、具体的な対応策までには至っていない。流雪溝の将来のあり方の検討が必要である。現在修繕の必要はないが、亀裂等が入っている箇所もあるので修繕計画も立てていかななくてはならない」との説明、答弁がありました。

教育課所管では、「小中学校教育の充実」、「下川商業高等学校への支援」、「生涯スポーツの振興」、「芸術・文化の振興」、「文化財の保護・活用」など、推進施策の予算が計上されています。

委員会での質疑において、課長などから「学校教員住宅について、完成後に名寄市から通勤している教員がこの住宅に転居する意向については未確認であるが、現在町内に居住している教員の転居については希望等を聞いていきたい」、「議員とフリートークで、パークゴルフ場の芝の管理・手入れを町民がボランティアとして手伝いたいという声があった」に対し、「愛着を持った方が手入れをするのは良いと思うが、指定管理者の人員計画等も考慮しなくてはならない。手伝いとして可能かどうか指定管理者に聞いてみたい」、「ふるさと交流館で採用を予定している地域おこし協力隊は、学芸員の資格がある方の応募は

あると思われるか」に対し、「定年を迎えた方でもよい、可能性はゼロではないと思う」との説明、答弁がありました。

また、委員などからは、「しもかわ地域共育フォーラムは、地域を巻き込んだイベントとして今後も継続、発展させてほしい」との意見がありました。

各所管課からの説明及び質疑を終えた後、理事者総括質疑において、「指定管理料について」、「人材確保について」、「行政告知端末とスマホ役場について」、「財政の見直しについて」の質疑を行いました。

指定管理料について、理事者側からは、「指定管理料は、基本協定、年度協定及び仕様書に基づいている。燃料は11月時点での価格、人件費は10月の最低賃金改定に基づき、町で設定した仕様を基準とし、業者に委託した場合を考慮し決定する。令和6年度は最終年で、更新の時期を迎える。町民へのサービス向上と経費節減の両立を図りつつ、町にも監督責任があるので、適正な管理をしているか判断する。必要があれば利用者の声も聴いていきたい」との説明、答弁がありました。

人材確保について、理事者側からは、「募集しても正職員も会計年度任用職員も応募がない、有資格者は特に厳しい。人手不足で、取りあえず就職だけでもというケースには問題も多い。他の自治体で、衣・食・住セットで用意している例もある。下川町単独ではなく広域の自治体で連携しての求人も視野に入れたい」との説明、答弁に対し、委員などからは、「担当課だけの対応では厳しい、町長自ら先頭に立って各方面回って募集を行うのはどうか」との意見がありました。

行政告知端末とスマホ役場について、理事者側からは、「現在の行政告知端末は、令和元年から設備の保守が限界との声があり、設備更新には、当時の経費積算3億円の費用が6億円になった。端末のある世帯全てにアンケートを実施し、情報機器の実態も把握して今回の措置となった。テレビの難視聴区域では影響はない。次の公区長会議で説明し、4月からは広報に記事を連載し、説明、周知を図る」との説明、答弁がありました。

委員などからの質疑では、「スマートフォンの苦手な方は、なかなかスマホ教室に行かないのではないかと。足を運んでもらう工夫が必要では」とに対し、「老人クラブ等に出向いてスマホ教室を開くことも考えている」との答弁がありました。

また、委員などからは、「誰ひとり取り残されない町を標榜する下川町は、あらゆる努力をはらって丁寧な普及、啓発に努めるべきである」との意見がありました。

財政の見直しについて、理事者側からは、「持続可能な財政運営を確立するために財政運営基準を設定している。それは①毎年度、基礎的財政収支の黒字化、②基金残高を標準財政規模の50%以上確保する、③地方債残高を標準財政規模の200%以下に抑えろとし、令和12年度を目標年度としている。今後も中間処理施設の建設や役場・消防庁舎更新等の検討、老朽化した水道管の更新も必要であり、政策と財政のバランスが肝要である」との説明、答弁がありました。

委員などからは、「特別会計を合わせた基金残高が、令和5年度末で20億4,645万円となる見込み。平成13年度末以来の20億円超えはひとえに職員の努力のたまものであり、大いに評価される。今後も安全で安心な財政を心掛けて、山積する課題の解決と、町民サービスの向上に努めていただきたい」との意見がありました。

以上、審査の結果、当委員会としては、議案第84号については、原案どおり可決すべ

きものと決しましたので、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

次に、今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 85 号 令和 6 年度下川町介護保険特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 5,987 万円と定め、うち一般会計繰入金を 9,563 万円、基金繰入金を 3,871 万円としています。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 3,738 万円と定め、うち一般会計繰入金を 7,226 万 7,000 円、基金繰入金を 100 万円としています。

第 2 条では、一時借入金の最高限度額を、介護保険事業勘定で 3,000 万円、介護サービス事業勘定で 3,000 万円と定めるものです。

事業概要書 11 ページ、12 ページ、15 ページから、予算概要では、「医療・介護保険等の運営」、「介護予防等の円滑な取り組み」及び「あけぼの園等の充実」を推進施策として、介護保険事業、介護予防・日常生活支援総合事業やあけぼの園事業、短期入所生活介護事業、通所介護サービス事業などを予算計上したものであります。

審査に当たり、課長や園長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

審査の結果、当委員会としては、議案第 85 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたします。

次に、今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 86 号 令和 6 年度下川町国民健康保険特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告をいたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 9,095 万円と定め、うち一般会計繰入金を 4,155 万 3,000 円とし、第 2 条では、一時借入金の限度額を 5,000 万円と定めるものであります。

事業概要書 11 ページから、予算概要では、「医療・介護保険等の運営」を推進施策として予算計上したものであります。

審査に当たり、課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

審査の結果、当委員会としては、議案第 86 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたします。

次に、今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 87 号 令和 6 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告をいたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,164 万円と定め、うち一般会計繰入金を 2,565 万円としています。

歳出には、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などが計上されています。

予算概要書 11 ページより、予算概要では、「医療・介護保険等の運営」を推進施策として予算計上したものです。

審査に当たり、課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

審査の結果、当委員会としては、議案第 87 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたします。

次に、今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 88 号 令和 6 年度下川町下水道事業会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で下水道事業会計の総則、第 2 条で業務の予定量として、年間総処理水量を公共下水道事業 288,317 m³、個別排水処理事業 28,090 m³とし、第 3 条で収益的収入 2 億 2,688 万 2,000 円、収益的支出 2 億 1,951 万 9,000 円を定め、公営企業会計適用債借入額 740 万とし、第 4 条で資本的収入 2 億 2,881 万 4,000 円、資本的支出 3 億 622 万 7,000 円とし、第 5 条で起債の償還方法を定め、第 6 条で一時借入金の限度額 1 億円、第 7 条で予定支出の各項の経費の金額の流用を定め、第 8 条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第 9 条で一般会計からの補助金 1 億 1,674 万 4,000 円を定め、第 10 条で利益剰余金の処分を、第 11 条で棚卸資産購入限度額を 2,280 万円と定め、第 12 条で重要な資産の取得及び処分について定めています。

予算概要書 27 ページより、予算概要では、「公共下水道の維持管理と整備の促進」、「合併処理浄化槽の維持管理と設置促進」を推進施策として計上したものです。

審査に当たり、課長などから、推進施策・事業概要、予算説明書により説明を受けました。

審査の結果、当委員会としては、議案第 88 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたします。

次に、今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 89 号 令和 6 年度下川町簡易水道事業会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で簡易水道事業会計の総則、第 2 条で業務の予定量として、給水人口 2,776 人、年間総給水量 315,808 m³とし、第 3 条で収益的収入 1 億 6,264 万 6,000 円、収益的支出 1 億 8,801 万 9,000 円を定め、公営企業会計適用債借入額 1,470 万円とし、第 4 条で資本的収入 2 億 3,299 万 7,000 円、資本的支出 2 億 8,845 万 4,000 円とし、第 5 条で起債の償還方法を定め、第 6 条で一時借入金の限度額を 1 億円とし、第 7 条で予定支出の各項の経費の金額の流用を定め、第 8 条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第 9 条で一般会計からの補助金 615 万 7,000 円を定め、第 10 条で棚卸資産購入限度額を 417 万円と定め、第 11 条で重要な資産の取得及び処分について定めています。

予算概要書 26 ページから、予算概要では、「水道施設の適正な維持管理」、「計画的な水道施設の整備」を推進施策として計上したものです。

審査に当たり、課長などから、推進施策・事業概要、予算説明書により説明を受けました。

委員からは、「旧導水管除却実施設計について、詳細が決定したら、導水管が埋設されている地権者に丁寧な説明、話し合いを行い、円滑に進めてほしい」との意見がありました。

た。

審査の結果、当委員会としては、議案第 89 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたします。

次に、今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 90 号 令和 6 年度下川町病院事業会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告をいたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で病院事業会計の総則、第 2 条で業務の予定量として、年間患者数を入院 10,950 人、外来 15,860 人とし、第 3 条で収益的収入 5 億 3,318 万 5,000 円、収益的支出 5 億 8,192 万 7,000 円を定め、第 4 条で資本的収入 1,885 万 9,000 円、資本的支出 2,273 万 5,000 円とし、第 5 条で起債の償還方法を定め、第 6 条で一時借入金の限度額 3,000 万円とし、第 7 条で予定支出の各項の経費の金額の流用を定め、第 8 条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第 9 条で一般会計からの補助金を 2 億円、国民健康保険事業特別会計からの繰入額 250 万円を定め、第 10 条で棚卸資産購入限度額を 4,363 万円と定め、第 11 条で重要な資産の取得及び処分について定めています。

予算概要書 31 ページから、予算概要では、「町立下川病院の充実」を推進施策として計上したものです。

審査に当たり、事務長などから、推進施策・事業概要、予算説明書により説明を受けました。

委員会での質疑において、事務長などから「発熱外来のプレハブは、最低限を残し 3 月末に全てを撤去する予定である。発熱がある場合は、まず事前に病院に電話連絡を貰うように周知する」との説明がありました。

委員などからは、「かなりの数の住民が町外の病院に受診しているが、町立病院で診ることができるものもある。広く周知した方がよい」に対し、「小児科の診療や禁煙外来も行っているので、広く周知していきたい」との説明、答弁がありました。

審査の結果、当委員会としては、議案第 90 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま委員長から報告がありましたが、これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 84 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 84 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 84 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 85 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 85 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 86 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 86 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 87 号の討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 87 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 87 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 88 号の討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 88 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 88 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(我孫子洋昌君) 全員起立です。

したがって、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(我孫子洋昌君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(我孫子洋昌君) 討論なしと認めます。

これから、議案第 89 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 89 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(我孫子洋昌君) 全員起立です。

したがって、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(我孫子洋昌君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(我孫子洋昌君) 討論なしと認めます。

これから、議案第 90 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 90 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(我孫子洋昌君) 全員起立です。

したがって、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 15 「下川町議会脱炭素推進調査特別委員会結果報告」を行います。

下川町議会脱炭素推進調査特別委員会から報告したいとの申し出がありましたので、報告を求めます。

桜木 誠 下川町議会脱炭素推進調査特別委員長。

○下川町議会脱炭素推進調査特別委員長（桜木 誠君） それでは、令和 5 年 6 月定例会議において設置されました、下川町議会脱炭素推進調査特別委員会における調査の経過と結果について、議会会議条例第 79 条の規定に基づき、報告をいたします。

調査の経過として、令和 5 年 6 月 21 日、12 月 6 日、令和 6 年 2 月 9 日、2 月 27 日の 4 回、特別委員会を開催し、関係課長等の出席を求め、ゼロカーボンの実現に向けた取り組みの実施内容や「下川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定などについて、調査を行ってきました。

調査に当たっては、地球温暖化がもたらす自然生態系や人間社会、水資源、海洋生物の生息域の変化に、大きく悪影響を及ぼすものであること。温室効果ガス排出削減対策は、人が安全で安心して暮らしていくために早急に取り組まなければならない喫緊の課題であることを委員全員で再認識したところであります。

このたび策定された「下川町地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づくもので、地球温暖化対策を推進する総合的な計画として、温室効果ガスの削減目標や再生可能エネルギーの導入目標を設定し、その目標達成に向けた取り組みの方向性を示して、町民、事業者、行政の各主体が、地球温暖化対策を推進する上での指針となる計画期間を 2023 年から 2030 年度までの 8 年間とする重要な計画であります。

本計画につきましては、令和 4 年の下川町議会脱炭素推進調査特別委員会において、計画の素案説明や策定スケジュールなどが示されたところではありますが、令和 4 年の定例会議会期中に、計画に関しての結論は出ないものとの判断に至ったことから、当時の委員会として、計画の策定に関して「さらに住民参加による議論を深めていただき、SDGs 未来都市しもかわにふさわしい、より良い計画の策定となるよう望むものである。」と意見が付されたものであります。

以上の経緯を踏まえ、当委員会として、効果的で実効性の高い計画となるよう、調査及び委員会討議を進めてきたところであります。

実行計画の当初の策定スケジュールは、令和 5 年 10 月までの策定、公表という流れでありましたが、町の機構改革や想定外の事務事業の増加などにより、策定作業が大幅に遅れ、3 月の策定公表に至ったところであります。

実行計画の主な内容は、温室効果ガス排出量の状況及び削減目標などのほか、目標達成に向けた取り組みや、気候変動の影響に対する適応策、計画の推進体制となっており、具体的には、地球温暖化の現状把握と分析などを行い、2019 年度と比較した温室効果ガスの削減の中期目標では、2030 年度までに 48%削減、また長期目標として 2050 年度までに排出量が実質マイナスとなる「カーボンネガティブ」を目標としているものです。

それら目標の達成に向けて、再生可能エネルギーの導入目標、取り組みの基本方針、産業・業務・家庭部門での具体的な取り組み、計画の推進体制に加えて、気候変動の影響に対する適応策も詳細に盛り込まれていた計画でありました。

一方で、下川町議会は、令和3年下川町議会定例会3月定例会議において、「ゼロカーボンシティしもかわ宣言の推進に関する決議」を採択し、その決議内容を議会の行動として具体的に示すため、令和4年下川町議会定例会5月臨時会において、「下川町議会における脱炭素の行動指針に関する決議」を採択し、議会活動における二酸化炭素排出量の削減に努め、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会が保有するオフセット・クレジットと連携し、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボン議会」を進めてきたところであります。

前年の定例会会期中である令和4年5月から令和5年2月までの実際の議会活動における電気使用量や議会参集、研修視察等における交通利用での二酸化炭素排出量は、令和4年下川町議会定例会の全会期中を対象とすることが決議の趣旨にかなうものであることを鑑みて、その後の3月及び4月の活動を排出予定量として見込んだ結果、会期中の合算は4,243 kg-CO₂となったところであり、クレジットとして購入する二酸化炭素排出量を5 t-CO₂としたところです。

これら排出された二酸化炭素については、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会のオフセット・クレジットにおける相殺は5万5,000円となっており、今期も前年と同様の期間及び算出方法により排出量を積算したところ、4,480 kg-CO₂となったところであり、クレジットとして購入する二酸化炭素排出量は、前年と同様の5 t-CO₂となり、オフセット・クレジットにおける相殺も前年と同様の5万5,000円となりました。

前年よりも議員数が1名減となったにも関わらず、二酸化炭素排出量が前年とほぼ変わらなかったことは、昨年の選挙後の議員の役職の変更に伴う移動距離の変更などが要因となっておりますが、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボン議会」をより実効性のあるものとするためには、議員それぞれが高い意識と自覚の下、自主的に活動する必要があると再認識したところであります。

以上により、下川町議会による議員活動の二酸化炭素排出量実質ゼロとする活動を実践してきたところでありますが、今後の議会活動につきましては、このたびの「下川町地球温暖化対策実行計画」の策定に伴い、実行計画の取り組みに移行し、町民、事業者、行政に加えて議会も自主的に地域と一体となって積極的に取り組むこととしたものであります。

最後に、このたび策定された「下川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の推進に当たっては、委員の多くから、地域が一丸となって目標を達成するためには、地域での十分な理解が必要であり、地球温暖化の状況や温暖化による影響、具体的な取り組みなどについて、分かりやすい啓蒙及び啓発活動を積極的に進めるべきとの意見に至ったところであります。

以上の報告をもって、今期における特別委員会の調査及び活動の経過と結果の報告いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年下川町議会定例会3月定例会議を閉会いたします。

午後4時26分 閉会

○議長（我孫子洋昌君） 町長から申し出により、挨拶があります。

○町長（田村泰司君） 3月定例会議の終了に当たり、一言お礼を申し上げます。

議員各位には、時節柄大変御多用のところ、3月6日の開会から本日まで、定例会議、全員の御出席をいただき、提案させていただきました議案において、精力的に審査をいただき、全ての議案をお認めいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。長期間にわたる審議、大変お疲れさまでございました。

それぞれの議案における審査や、委員長報告に寄せられました御意見、御提言、そして一般質問の御提言、そういったものを十分に踏まえて、第6期下川町総合計画の将来像である、2030年における下川町のありたい姿の実現、持続可能な地域社会の実現、これに向けてですね、財政運営基準…これを念頭に、政策と財政の両立を図りながら、職員共々誠実かつ丁寧に令和6年度の各種施策事業の執行に当たってまいりたいと思います。

議員各位の更なる御指導をお願い申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。

○事務局長（神野みゆき君） それではここで、3月31日をもって役職定年とされます中澤園長及び、下川町への派遣職員を終えられる疋田参事から、申し出により、この場におきまして御挨拶をいただきます。演台にてお願いいたします。

はじめに、中澤園長、お願いいたします。

○山びこ学園長（中澤利紀君） 役職定年に当たり、一言御挨拶を申し上げます。また、このような高い席、また、このような景色から役職定年の挨拶の機会をいただき、議長はじめ議員の皆さま方に厚くお礼申し上げます。

私は、平成3年10月より32年間、入所利用者さんと共に学び、共に感じ、共に成長する支援方針を基に、そして皆さま方から多くの御指導、御支援をいただきながら今日を迎えられたことは、ひとえに皆さま方のおかげと、心から感謝しております。

山びこ学園に奉職させていただき、32年にわたり勤めさせていただきました。おかげさまで責務を全うすることができ、3月31日をもって役職定年の運びになります。

新型コロナウイルス感染症が5類になりましたが、収束には至っておりません。振り返ると、山びこ学園も施設内クラスターが年の瀬に発生し、どうなることかと苦しんだこともありました。その際、やはり命の大切さ、怖さを身近に感じながら、チーム一丸で乗り越えられたこと、まさに多くの支えがあつてのことだと感じております。

定年年齢引上げに伴う制度により、もう1年勤めさせていただきますので、もう一度初心に戻り、次の世代へ襷をつないでいきたいと考えております。

最後になりますが、これからも山びこ学園を引き続き温かく見守り、御指導、御支援のほど、よろしくお願いいたします。

議員の皆さま方におかれましては、これからも健康に十分留意され、御活躍されますことを御祈念いたしまして、簡単ではございますが、私からのお礼の御挨拶とさせていただきます。長い間、大変ありがとうございました。

(拍手)

○事務局長（神野みゆき君） 次に、疋田参事、お願いします。

○総務企画課参事（疋田賢哉君） 総務企画課の疋田でございます。

まずもってですね、本会議が終わったタイミングの非常に皆さまお疲れのところ、このような機会を設けていただきましたこと、大変感謝いたします。ありがとうございます。

私は、令和4年4月1日に、北海道庁から地域振興派遣というもので下川町役場の方に着任いたしました。

ミッションとしては、今ちょうど御報告をいただいた「地球温暖化対策推進実行計画」の策定と、それに付随する事務等々ということで、いろいろと取り組んではいたんですが、途中で政策推進課長も拝命しまして、その時にはいろいろやることが…余りにあってですね、よく分からない中、かなりの方々、非常に優秀な方々に大変助けていただいたことを覚えております。計画もやっと出来上がりまして、非常にほっとしているんですけども、策定のプロセスの中で、私が非常に…関心というか…気になっていたことが、実際に策定に向けた検討プロセスの中に、実に丁寧にですね、地域住民の方の声を取り入れて、それを素案に反映させていたというやり方が、非常に感銘を受けました。北海道でもですね、当然この手の計画を作るときには、学識経験者を入れて、その検討の結果を答申として頂くというのはよくあるんですけども、そうではなくて、本当に一般の町民の方が、きちっと自分なりにちゃんと理解いただいた上で、自分事としてですね、計画の策定に参画していただけると。これはやはり役場と住民の方、非常に距離が近くてですね、いろんなことが言える、そういった間柄になっていると、その証明じゃないかなと思っております。

議会の方でも、昨年が続いて今年もオフセット・クレジットという形でオフセットいただいております。ありがとうございます。脱炭素の特別委員会の中でもですね、非常に示唆に富んだアドバイスとか、御助言を頂きまして、大変感謝いたしております。

これから私は、来月ですね…道に帰りますが、ここで学んだこと、自分で取り入れたことを是非道政の施策にもいかして、頑張ったいと思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

議員各位におかれましては、十分体調に留意していただいて、なおかつですね、一丸となって、ゼロカーボンについてもですね、引き続き推進していただければと、こう思っている次第でございます。

2年間、大変ありがとうございました。

(拍 手)

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもって散会とします。お疲れさまでした。